

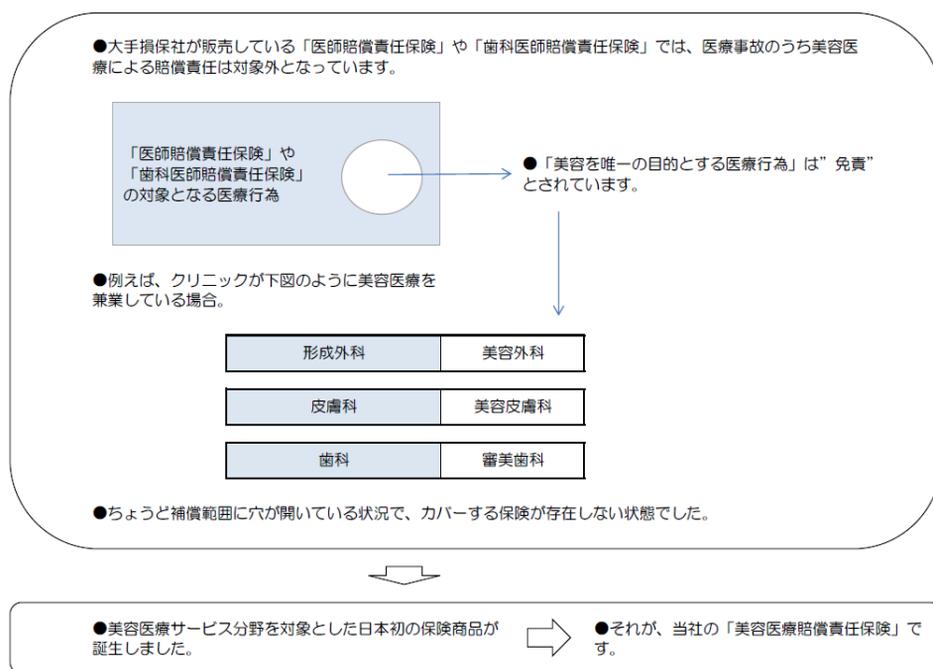
今月のテーマ

医療事故を補償する保険の種類(医師会・大手損保・当社)

- ・日本医師会の「医師賠償責任保険制度」は、医師会加入が条件となっており、高額な事故（100万円以上の賠償責任）に限定しています。
- ・大手損保が販売している「医師賠償責任保険」は日本医師会の「医師賠償責任保険制度」を補完するために、少額な事故を対象にしています。しかしながら、美容医療の事故は補償されません。（下図を参照）
- ・美容医療による事故に備えるには、当社の「美容医療賠償責任保険」や、一部の共済会が販売している「美容医療賠償責任共済」に加入することが必要です。

- ・大手損保社が販売している「医師賠償責任保険」の保険約款では“「美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任」については保険金を支払いません”と規定されています。
- ・例えば、形成外科・皮膚科・歯科クリニックで美容（審美）目的の治療も行う場合は、「医師賠償責任保険」だけでなく「美容医療賠償責任保険（共済）」にも加入することが、リスク管理上大切です。

美容医療サービスを対象とした補償について



【ご注意】下表は各保険の一般的な補償内容を記載したものです。詳細は各保険にお問い合わせください。

	① 日本医師会：医師賠償責任保険制度	② 大手損保：医師賠償責任保険	③ 当社：美容医療賠償責任保険
加入条件	日本医師会に加入することが条件	任意加入	任意加入
補償範囲	美容医療をのぞく医療行為	美容医療をのぞく医療行為	美容医療に限定
1事故支払限度額 <免責金額>	1億円（特約を付帯すれば2億円） <免責100万円>	100万円（※）～2億円 <免責なし> （※）①の医師賠償責任保険制度に加入の場合は100万円。	200万円、400万円、900万円 （弁護士費用保険を含む） <免責10万円>（但し、弁護士費用保険は免責なし）
年間支払限度額	3億円（特約を付帯すれば6億円）	300万円（※）～6億円 （※）①の医師賠償責任保険制度に加入の場合は300万円。	1,000万円
弁護士費用保険	なし ※但し、損害賠償請求額が100万円を超える場合、医師会の承認の上で弁護士費用を支払うことも可。	なし ※但し、訴訟の場合は保険会社の承認の上で弁護士費用を支払うことも可。	あり ※訴訟外でも対象。 ※法律上の賠償責任がない場合（単なる苦情の場合等）でも対象。 ※弁護士相談・弁護士委任の費用は1事故100万円の範囲内で支払う。
賠償責任の検証方法	賠償責任審査会（医師・法律家数名で構成されると言われている）	保険会社	審査会（顧問医・顧問弁護士・保険会社で構成）